

2020年度 特別研究推進費実績報告書

2021年 3月 2日

北九州市立大学長 様

(所属・職名) 法学部・准教授

(氏名) 石塚 壮太郎

2020年度に交付を受けた特別研究推進費に係る研究実績について、次のとおり報告します。

研究課題名	国家の文化活動および文化助成に関する憲法問題					
実施内容・研究成果の要旨 (概要書を別途添付)	<p>本研究は、従来憲法学が正面から扱ってこなかった国家の役割に光を当てるもので、憲法による国家の積極的制御を主題とするものである。すなわち、伝統的な憲法学は、憲法を「自由の基礎法」と考え、憲法によって国家の活動を制限すること（国家による制約の制限）を主眼に置いてきた。これに対し本研究では、国家がなすべき「公共の福祉」の内容が憲法に（部分的に）具体化されたものを含む、国家目標規定という規範カテゴリーが存在することを指摘した。国家目標規定は、憲法が一定の内容の公益の実現を国家に命じる規定であり、それにより国家は一定の活動を要請されることになる。これまでの研究によれば、一般的に、現代立憲国家は、平和国家、（実質的意味の）法治国家、文化国家、社会国家、環境国家であることが要請される。この点、日本国憲法には、文化国家条項はほとんど含まれておらず、憲法学が「文化」について語ることは少なかった。本研究では、これまであまり触れられてこなかった「国家の文化活動や文化助成（文化財や文化遺産の保護、地域文化の保存や記録を含む）」をテーマに各論的考察へと進んだ。</p> <p>もっとも本年度は新型コロナウイルス蔓延の影響があり、予定していた海外出張には行けなかったため、期待していたほどの進展を得るのは難しい状況だった。その中でも、一方ではさらに総論的検討を進め、他方では文化国家に関わる問題について検討を進めた。前者については、石塚壮太郎「国家目標と国家目標規定」山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地——判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）17-31頁、後者については、「【海外法律情報 ドイツ】音楽サンプリングは著作権侵害にあたるのか」ジュリスト1543号（2020年）81頁がその成果となる。この成果をベースとして、引き続き研究を進めていきたい。</p>					
	合計	使用内訳（単位：円）				
交付決定額	600,000	備品費	消耗品費	報酬	その他	旅費交通費
支出額	599,541		458,526		37,211	103,804
執行残額	459					
共同研究者	所属・職名	氏名		役割分担等		